

## 所得税控除（障害者控除）

本人またはその家族（控除対象配偶者または扶養親族）が障害者または特別障害者にあたる場合には、「障害者控除」として所得金額から控除することができます。

### 1 対象者

- 1) 障害者・・・①知的障害者（療育手帳 B）  
②身体障害者手帳 3～6 級  
③戦傷病者手帳  
④精神障害者保健福祉手帳 2～3 級  
⑤65 歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして市町村長等の認定を受けている方
- 2) 特別障害者・・・①知的障害者（療育手帳 A）  
②身体障害者手帳 1～2 級  
③戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症  
④精神障害者保健福祉手帳 1 級  
⑤原子爆弾被害者として厚生労働大臣の認定を受けている方  
⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方  
⑦65 歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして市町村長等の認定を受けている方

### 2 控除額

- 1) 障害者控除  
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「障害者」の場合・・・27 万円
- 2) 特別障害者控除  
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「特別障害者」の場合・・・40 万円
- 3) 同居特別障害者控除の加算  
特別障害者控除の対象者で、控除対象配偶者または扶養親族が同居している場合、特別障害者控除も併せて受けられます。・・・配偶者控除または扶養控除 + 35 万円

### 3 窓 口

詳しくは税務署にお問い合わせください。

○久留米税務署

TEL 0942-32-4461

住所 久留米市諏訪野町 2401-10

# 住民税の非課税または所得控除

所得のある障害者、もしくは家族（配偶者または扶養家族）が障害者の場合に、住民税が非課税または住民税の所得控除を行うことができます。

## 1 対象者

- 1) 障害者・・・①知的障害者（療育手帳 B）  
②身体障害者手帳 3～6 級  
③戦傷病者手帳  
④精神障害者保健福祉手帳 2～3 級  
⑤65 歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして  
市町村長等の認定を受けている方
- 2) 特別障害者・・・①知的障害者（療育手帳 A）  
②身体障害者手帳 1～2 級  
③戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症  
④精神障害者保健福祉手帳 1 級  
⑤原子爆弾被害者として厚生労働大臣の認定を受けている方  
⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する方  
⑦65 歳以上の方で、①②と同程度の障害に準じるものとして  
市町村長等の認定を受けている方

## 2 控除額・非課税額

- 1) 障害者控除  
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「障害者」の場合・・・26 万円
- 2) 特別障害者控除  
本人または控除対象配偶者、扶養親族が「特別障害者」の場合・・・30 万円
- 3) 同居特別障害者控除の加算  
特別障害者控除の対象者で、控除対象配偶者または扶養親族が同居している場合、特別障害者控除も併せて受けられます。・・・配偶者控除または扶養控除+23 万円
- 4) 非課税  
前年の合計所得額が 125 万円以下の障害者（本人のみ）

## 3 窓 口

市町名	担 当	電話番号
久留米市（田主丸町）	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市税務課	0943-75-4977

# 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

## 1 対象となる自動車

- ① 障害者本人が所有し、本人が運転するもの
- ② 障害者本人が所有し、その障害者の通勤・通学・通院もしくは日常生活などに使用するため生計を同じくする家族が運転するもの
- ③ 障害者と生計を同じくする家族が所有し、その障害者の通勤・通学・通院もしくは日常生活などに使用するため、障害者本人または家族が運転するもの
- ④ 障害者本人が所有し、その障害者の通勤・通学・通院もしくは日常生活などに使用するため常時介護する人が運転するもの

※ 軽自動車税の対象となる自動車は、上記と違う場合がありますので、各市町の担当課にお尋ねください。

※ 減免の対象となる自動車は障害者1人につき1台のみです。

※ 自動車検査証に「自家用」と記載されているものに限りです。

## 2 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び戦傷病者手帳の交付を受けている方で対象となる等級に当てはまる方（詳しくはお問い合わせの上ご確認ください）

## 3 窓 口

### ○ 自動車税、自動車取得税

#### ① 福岡県久留米県税事務所

TEL 0942-30-1012                      FAX 0942-32-3751

住所 久留米市合川町 1642-1

#### ② 浮羽地区県税相談窓口（うきは市総合福祉センター内）

TEL 0943-75-2219

住所 うきは市吉井町 347-1

### ○ 軽自動車税

市町名	担 当	電話番号
久留米市（田主丸町）	田主丸総合支所 市民福祉課	0943-72-2112
うきは市	うきは市税務課 資産税係	0943-75-4977